

特定非営利活動法人 いちごいち笑 ～明日香の家族～ 会員規定

特定非営利活動法人いちごいち笑～明日香の家族～(当法人とする)会員規定は、当法人定款に則り、以下の通りとする。

1. 会員の種類

定款 第6条をもって、会員は以下の3種類とする。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員
- (3) 活動会員

2. 正会員

正会員は、この法人の目的に賛同し、入会した個人及び団体とする。またこの正会員をもって、特定非営利活動促進法上の社員とする。

正会員は、当法人の運営に直接的に関わり、総会において議決権を行使する権限を有する。

正会員は、当法人の活動に積極的かつ主体的に参加することを意味する。

3. 賛助会員

賛助会員は、この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体とする。

賛助会員は、当法人の議決権を有していない会員とする。

賛助会員は、当法人の活動を側面的に、直接的に財政的基盤を支える事を目的とした会員とする。

4. 活動会員

活動会員は、この法人の目的に賛同し、入会した個人及び団体とする。

活動会員は、当法人の議決権を有していない会員とする。

活動会員は、当法人の活動に積極的かつ主体的に参加することを目的とした会員とする。

5. 入会を許可する根拠

定款 第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

6. 入会申し込み方法

入会は、代表理事が別に定める入会申込書記入捺印し、確認証に自署して、代表理事に申し込むものとする。その際に、当法人の正会員の説明を受け、確認のサインも同時に貰うものとする。

7. 退会を許可する根拠

定款 第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

8. 退会方法

会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出し、任意に退会することが出来る。

退会届は、原則として2年間当法人で保管しておくものとする。(機密厳守)

9. 会員の資格の喪失

定款 第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

10. 除名すべき事由

定款 第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名

することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

11・入会金・年会費

定款 第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
入会金は、総会で変更決定があるまでは、下記の金額を入会時同時に徴収するものとする。
年会費は、総会で変更決定があるまでは、下記の金額を年度始めに徴収するものとする。

		記	
正会員	入会金	¥10,000	年会費 ¥ 6,000
賛助会員	入会金	¥10,000	年会費 ¥10,000
活動会員	入会金	¥ 2,000	年会費 ¥ 4,800

以上

12. 抛出品品の不返還

定款 第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出品は、返還しない。

13. 特約事項

- (1) 中途入会時の入会金
年度の途中での入会であっても原則としては、入会金は全額徴収するものとする。
- (2) 中途入会時の年会費
年度の途中での入会の場合は原則として、月割計算しその額を徴収する事とする。
- (3) 特典事項
年会費の半分から 3 分の 2 程度額の福祉輸送サービス専用の運賃割引チケットを希望者にはお渡し致します。

14. その他

定款・その他規定の定めるところによる。

附 則

1. この規定は登記時(平成 18 年 7 月 13 日)から、施行されるものとする。
2. この規定は平成 19 年 3 月 31 日までとし、前日までに「定期総会」を通し「理事会」を召集・開催し、再検討し、翌平成 19 年 4 月 1 日に「改正」会員規定として施行する。
3. 改正時には、改正年月日と改正事項を「附則に」記載するものとする。
4. 原則 1 年ごとに確認するものとする。
5. ただし、緊急時の対応に関しては、代表理事の判断に任せ、後日「臨時総会」をやむをえない場合は、「理事会」をもって承認する事とする。

西暦 2007 年 2 月 9 日

特定非営利活動法人 いちごいち笑 ～明日香の家族～
<事務局> 〒899-2502 鹿児島県日置市伊集院町徳重 1786-2-4-106
FAX(電話) : 099-273-3658

